規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和7年6月25日	令和7年7月18日	自動車登録申請書の合理化	申請人が所有者となる自動車登録申請において、申請書の所有者欄に氏名及び住所コードを記入すれば、申請人欄への氏名住所の記入を不要とする。	自動車登録申請書には所有者が変更になった場合に氏名と住所コードを記入する欄があるが、その欄に加えて同じ用紙の申請人欄にも氏名住所の記入が求められる。所有者による申請であることは明らかであるにも関わらず、同一内容を記入させるのは無駄であるので改めるべきである。	個人	国土交通省	自動車の所有者を変更するための移転登録の手続きでは、自動車登録規則第5条第2項に基づき、申請書に「申請人の氏名又は名称及び住所」を記載しなければならないこととされています。また、同項では移転登録により変更となった事項についても記載を求めているため、「所有者の氏名及び住所」の記載も必要となります。	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第5条第2項	対応不可	・未成年や成年被後見人の名義で自動車を登録する場合、「申請人の氏名又は名称及び住所」の欄に親権者や成年後見人の氏名及び住所を記載する必要があります。このように、所有者と申請者が異なる場合があるため、ご要望へ対応することは困難です。 ・なお、国土交通省が公表する「自動車検査登録総合ポータルサイト」における申請書作成サービスを利用いただいた場合、所有者の氏名、住所と申請人の氏名、住所などの記載内容が重複する箇所について一度入力した内容をワンクリックで別の欄に反映することが可能であり、同一内容を複数回入力する必要はございません。 ・また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）」をご利用頂けば、OCRシートを作成することなく申請が可能です。	
2	令和7年6月25日	令和7年7月18日	車検証が親書に該当するかを明確にする	ICチップ内データの書き換えのみを行った電子車検証について、信書に該当しないことを明確にする。	総務省は信書に関するQAにおいて 車検証は、運輸支局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。 一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。 としているが、車検証は既にICチップ入りとなっており、いわゆる車検である継続検査ではICチップ内のデータのみを更新して返却している。よって書面による情報の通知は一切行われていない。取り扱いを明確にするべきである。	個人	総務省 国土交通省	郵便法第4条において信書は特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する「文書」とされています。 車検証は、国土交通省から自動車所有者・使用者に対して、当該自動車が検査日における自動車保安基準に適合していること等を証明する文書であり、信書に該当します。継続検査の際の電子車検証であっても、自動車が検査日における自動車保安基準に適合していること等を証明するという意思の表示・事実の通知を行う文書の性質に変わりはありません。	郵便法第4条	事実誤認	電子車検証は、制度の現状欄に記載のとおり、従前のものと記載が同一であったとしても、改めて意思の表示・事実の通知を行う意味のある文書であることから、郵便法第4条の特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書であり、信書に該当します。	